

帰還困難区域（富岡町）に居住していた申立人について、心臓機能障害により障害認定を受けたのは平成30年6月であるが、診断書等に基づき平成23年5月の時点で心臓疾患を発症していたことを認め、同月から平成30年3月まで持病を理由とする月額1万5000円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

日常生活阻害慰謝料（増額）（中間指針第5次追補の第2の4⑥）

2 期間

平成23年5月1日から平成30年3月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1の1記載の損害項目（第1の2所定の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対し、合計金124万5000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1の1記載の損害項目（第1の2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決セ

ンターに交付する。
令和7年9月8日

(仲介委員 奥野 滋)